

○ 財務省告示第三百七十七条号
平成二十四年十一月十二日施行規則(平成十一年政府短期証券の規定に基づき、平成大蔵省の発行条件等を次のように定む。)

国庫短期財務証券(第三百二十三回)大臣城島正光

二 一 発行令
の法律発行號名稱及び記

条項及び根拠

三 二 一 発行令
用振替法の適

の法律発行號名稱及び記

四 三 二 一 発行令
發行方法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十二年
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行の
も加、「と行の者財同一発行に付けるも日本銀行の
にご務時といにご務時といに付けるも日本銀行の
よと大にい(以)争て行とどし。
るに臣行う。(以)争て行とどし。
發応がわく下入行とどし。
行募各れ及札わする。その規
へ限國るび価「れる。その規
以度債入価格とる。その規
下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
 千 三 三 六 五	 萬 千 千 千 金	 額 八 額	 込 募 各 当 も 各 価 一
万 千 千 千 金	面 千 面	面 千 面	み 限 国 て の 申 格 国
円 四 九 七 三	金 万 金	金 万 金	の 度 債 る か 返 競 債
 千 百 千 千 金	 額 円 額	 額 円 額	応 額 市 。 ら み 競 争 市
円 七 四 四	で で	で で	募 の 場 そ の 入 場
 十 百 百 三	 三 五	 三 五	額 範 特 の う 入 札 特
八 円 三	千 兆	千 兆	を 圏 別 応 ち 發 別
億 億	九 三	九 三	割 内 參 応 募 行 參
九 五	百 千	百 千	り に 加 頓 募 「 加
千 千	八 四	八 四	當 お 者 を 価 と 者
三 四	十 百	十 百	て い ご 順 格 い 。
百 百	億 七	億 七	る て と 次 の う 第
七 二	円	億	。 各 の 割 高 。
十 十			申 応 り い 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期	入 価 ・ 期	債 札 格	競 市	格 行 競 價	
				限	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 四 年 十 一 月 十一 月 十二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 に う 、 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 と き き の 業 業 日 に	償 還 金 期 限 償 五 年 、 期 二 月 十 八 日 休 日 に	當 た だ し と 、 年 二 月 月 八 日 業 業 日 に	平 成 大 額 百 厘 百 三 厘 百 厘 上 に の そ れ ぞ れ の 応	十 七 錢 三 厘 三 三 毛 上 に の そ れ ぞ れ の 九	額 面 金 額 十 七 錢 三 厘 百 厘 上 に の そ れ ぞ れ の 九	額 面 金 額 十 七 錢 三 厘 百 厘 上 に の そ れ ぞ れ の 九

十額募十額 平す額の振
七面価七面 成るの記替
錢金格錢金 二。整載法
三額三額 十数又の
厘百厘百 四倍は規
三円以円 年の記定
毛以上に 十金録に
つのつ 一年に金額によ
きそき 一月にる
九れ九 月十二 よ最振
十ぞ十 日 る低替
九れ九 円 も額口
円の円 の面座
九応九 と金簿